

職場支援員の配置または委嘱助成金の 認定申請書の提出期限が変わります ～令和5年度の変更点のご案内～

① 認定申請書の提出期限

変更前

支援開始日の翌日から
3か月後まで



変更後

支援開始日※¹の前日から
1か月前まで

◆令和5年10月1日以降の認定申請は変更後の提出期限を適用します

【経過措置】

令和5年9月30日までは、変更前の認定申請書の提出期限を適用することができます。

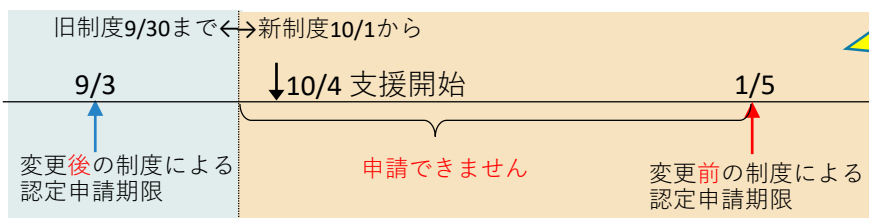
※1 支援開始日とは

配置の場合：職場支援員の任命日

委嘱（業務委託契約）の場合：契約期間開始日

委嘱（委嘱契約）の場合：初めて面談を行った日

例) 令和5年10月4日から支援を開始する場合



9/30までは旧制度の提出期限が適用されるので、令和5年9月30日が認定申請期限となります。

期限を過ぎてしまった場合は、職場定着支援計画の開始日を遅らせることで申請期限に間に合わせることができます。ただし、支援員を配置または委嘱する事由の起算日（例：雇入れ日など）から6か月以内に支援を開始する必要があります。

② 変更承認申請書の提出期限

変更前

原則として
変更日の前日まで



変更後

変更日※²の前日から
1か月前まで

◆令和5年10月1日以降の変更承認申請は変更後の提出期限を適用します

【経過措置】

令和5年9月30日までは、変更前の変更承認申請書の提出期限を適用することができます。

※2 変更日とは

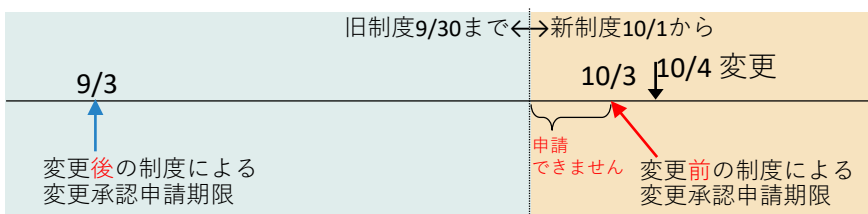
・支給対象障害者の追加の場合

追加する障害者に対する支援開始日

・職場支援員の変更の場合

新たな職場支援員による支援開始日

例) 変更日が令和5年10月4日の場合



9/30までは旧制度の提出期限が適用されるので、令和5年9月30日が変更承認申請期限となります。

雇入れ予定者であって申請期限までに提出できない書類がある場合は、期限までに変更承認申請書（様式第20号）を提出いただき、必要書類が揃い次第、速やかにご提出ください。

職場支援員の配置または委嘱助成金の申請をされる事業主の皆様へ ～令和5年度の変更点のご案内～

職場支援員の配置または委嘱助成金の制度が以下のとおり変わります。

③ 障害者が離職した場合の取扱い

(令和5年4月1日以降に開始される支給対象期から適用)

変更前

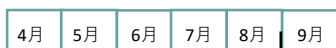
6か月間の支給対象期の途中で障害者が離職した場合は、支給対象となりません。

変更後

第3期以降は、支給対象期の途中で障害者が離職した場合、支援を受けていた日までが支給対象となります。

以下の図は、令和5年4月1日から支給対象期間が始まる場合を例示したものです

第1期



例：障害者が8月末に離職
→第1期分の全てが支給対象
となりません

第2期



例：障害者が2月末に離職
→第2期分の全てが支給対象
となりません

第3期



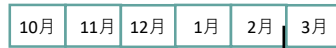
例：障害者が8月末に離職
→第3期分の全てが支給対象
となりません

第1期



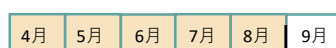
例：障害者が8月末に離職
→第1期分の全てが支給対象
となりません (変更なし)

第2期



例：障害者が2月末に離職
→第2期分の全てが支給対象
となりません (変更なし)

第3期



例：障害者が8月末に離職
→第3期以降は、支援を受けていた4月1日から
8月末までが支給対象となります (変更あり)

支給対象障害者を解雇等事業主都合により離職させる場合は支給申請をすることができません。

④ 在宅勤務の取扱い (令和5年5月8日から適用)

配置助成金

原則として在宅勤務者は
支給対象となりません。

配置助成金

顔や声、動作がわかる情報通信機器により定期的に勤務状況を確認(遠隔支援)しつつ、必要に応じて遠隔面談や就業上の支援が行われる場合は対象となります。

委嘱助成金

事業所で行われる面談が
支給対象となります。

委嘱助成金

支給対象障害者の事業所を訪問しての面談を遠隔面談※に代えることができます。

※ 支給対象障害者の勤務場所が雇用契約等により自宅のみに定められている場合に限りです。



自宅

